

入所後によくあるお問い合わせ

利用開始後、保育を必要とする事由や世帯内容等が変更になっているにもかかわらず連絡、届出がない場合は施設利用ができなくなります。

令和 7 年度 姫路市 教育・保育施設利用のてびき、様式集

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000028513.html>

令和 7 年度 教育・保育施設に関する申請書等ダウンロードサービス

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000021924.html>

姫路市オンライン手続ポータルサイト

<https://lgpos.tkc.asp.lgwan.jp/cu/282014/ea/residents/portal/home>

【申請手続きに関すること】

①認定区分を変更したいです。手続きはどのようにしますか？

現在認定こども園を 1 号認定で利用しており、就労等を理由に同じ園で 2 号認定への変更を希望する場合、園が受け入れ可能であれば変更することができます。変更する際は①認定区分変更届（教育・保育）②施設利用申込書（2・3 号認定用）③保護者の保育を必要とする事由を証明する書類の 3 点を**必ず在籍施設経由で提出してください。**

また認定こども園を 2 号認定で利用しており、退職等保育を必要とする事由がなくなった事を理由に同じ園で 1 号認定への変更を希望する場合、同じく園が受け入れ可能であれば変更することができます。変更する際は①認定区分変更届（教育・保育）②施設利用申込書（1 号認定用）の 2 点を**必ず在籍施設経由で提出してください。**

※変更希望月の前月 20 日（20 日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）が締め切りとなります。

②年度の途中に保育短時間認定から保育標準時間認定に変更するにはどうすればよいですか？

在園児の認定変更は、利用希望月の前月 20 日までに、「認定区分変更届（保育必要量）」、保育を必要とする事由を証明する書類（すでに保育標準時間認定を満たす証明書類が提出されていれば不要）（施設利用のてびき P.9 参照）、認定証を在園施設経由で提出してください。

③長期欠席すると退所しなければなりませんか？

原則として 1 ヶ月間に 1 日は登園していただく必要があります。登園されない月が発生する場合、退所となる可能性がありますので、長期欠席をされる予定又は長期欠席されている場合はこども保育課までお問い合わせください。

④里帰り出産をすることになりました。施設の利用はどうなりますか？

長期欠席により1日も登園しない月が発生した場合、原則退所となりますが、事前にこども保育課に届出していただくことにより、最長で2か月間（1か月単位）、施設利用を一時停止（休園）することが可能になります。ただし、里帰り先で認可・認定保育施設の利用はできないため、ご了承ください。必要な書類は①里帰り出産による教育・保育利用一時停止（休園）届出書②母子健康手帳の「氏名・交付番号」及び「出産（分娩）予定日」記載面の写しの2点です。①は在籍施設より取り寄せてください。②はこども保育課に提出済みの場合不要となります。提出方法は在籍施設経由でお願いいたします。※**保育料の支払いは休園中も発生します。**

⑤転園したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

転園の場合は、新規の申込みと同じ手続きが必要です。申請書と保育を必要とする事由を証明する書類(施設利用のてびき P.9 参照)を、利用希望月前月20日（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までにこども保育課へ提出してください。電子申請（びったりサービス）も可能です。

※4月入所（一般枠）で転園を希望する場合、在籍施設は3月末で退園扱いとなり、利用調整の結果必ず転園が決定するとは限りません。

⑥市外に転出します。今の施設を継続して利用するために何か手続きが必要ですか？

転出先の市町村で再度施設の申込みをする必要があります。また姫路市には市民としての利用を終えるため、電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「教育・保育施設退所届」の申請を行ってください(施設利用のてびき P.27、28 参照)。

⑧転職しました、何か提出するものはありますか？

転職先の就労証明書をこども保育課に提出してください。また、転職に伴い、保育必要量の変更をする方は、「認定区分変更届（保育必要量）」を併せて提出してください。

電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「認定変更届」を提出していただくことも可能です。保育必要量を変更する方は、選択肢に従って入力し、就労証明書を添付し、申請してください。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください(施設利用のてびき P.27、28 参照)。

⑨保護者の保育を必要とする事由に変更があります。手続きは必要ですか？

変更後の保育を必要とする事由に応じた証明書を提出してください(施設利用のてびき P.9 参照)。提出は変更のある保護者分のみで構いません。電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「認定変更届」に添付し、提出していただくことも可能です(施設利用のてびき P.27、28 参照)。

⑩ そのほか届出の必要なことはありますか？

世帯の状況（住所、電話番号等）が、申込み時から変更になった場合は、電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから、「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください。（施設利用のてびき P.27、28 参照）。父（母）が単身赴任となった場合や、郵送物の送付先を指定する場合も、同様の変更届を申請してください。その他、児童や保護者の状況に変化が生じた場合（例：申込児童が届出保育施設（認可外保育施設）を利用し始めた場合）には、「保育状況変更届」の申請を行ってください。

【保育料に関すること】

⑦ 子どもの年齢が、2歳から3歳になりました。認定区分や利用者負担額（保育料）の基準は変わりますか？

認定区分は3号認定から2号認定に変更になりますが、保育料の基準は2歳児のまま変わりません（小学校の学年の考え方と同じ）。また、利用年齢が2歳までの施設を利用している方は、年度末まで継続して通うことができます（保育を必要とする事由がある場合に限る）。

⑧ きょうだい別々の認可・認定施設を利用する場合、第2子は軽減にならないのですか？

別々の施設を利用していても、第2子は軽減、第3子以降は無料になります。原則として小学校就学前までの範囲において、同時に施設を利用する最年長の子どもを1人目と数えます（施設利用のてびき P.12 参照）。

⑨ 月途中で退所した場合の利用者負担額（保育料）の取扱いはどうなりますか？

原則、月の途中で教育・保育施設を退所されても、その月の保育料は1ヵ月分必要となります。ただし、次の理由による場合のみ、月途中退所による保育料の日割り計算ができます。

1. 世帯全員が市外へ転出した場合
2. 児童が長期入院した場合
3. 児童が他の福祉施設に入所した場合

電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「教育・保育施設退所届」の申請を行ってください（施設利用のてびき P.27、28 参照）。

※1ヵ月すべて休まれた場合でも、その月の保育料は負担していただきます。

⑩ 海外勤務等で海外に居住していた場合、利用者負担額（保育料）はどのようになりますか？

海外での収入を申告いただき、市民税相当額を算定し保育料を決定します。申告に当たっては、「海外収入にかかる証明書兼申立書」の提出が必要です。様式はこども保育課ホームページまたは、こども保育課窓口にて取得し、窓口へ提出、もしくは電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「課税証明書・海外収入にかかる証明書兼申立書」の申請を行ってください（施設利用のてびき P.27、28 参照）。

⑪市民税額の変更（税の更正）がありました、利用者負担額（保育料）も変更になりますか？

原則遡及適用は行っておらず、こども保育課にて税の更正の分かった翌月からの適用になります。他課などにおいて市民税額の変更の手続きを行われた場合、こども保育課に変更後の税情報が反映されるまでにお時間をいただく場合があります。該当される方は早急に手続きされたことの方かる書類をこども保育課に提出してください。

【育児休業に関すること】

⑫育児休業に入ったのですが、その後も施設を利用することはできますか？また、何か提出するものはありますか？

育児休業の対象となっている下のお子さんが、**満1歳に到達する年度の年度末まで特例的に保育短時間認定で利用することができます（同じ施設での継続利用の場合に限る）**。その場合、育児休業期間が書かれた「就労証明書」の提出が必要です。下のお子さんをご出産後、育児休業期間が確定しましたら、育児休業期間に入るまでに、在籍施設もしくはこども保育課に提出してください。なお、5歳児になるお子さんについては、そのまま継続して利用することができます（「就労証明書」の提出は必要です）。

【注意】ただし、「就労」以外の理由で利用されている場合は、その後「就労証明書」の提出により育児休業の取得が確認できた場合であっても上記のように特例的に保育認定（2・3号）として継続して利用することができません。育児休業期間に入るまでに、「妊娠・出産」認定へ変更された方も同様に上記の特例の対象外です。

※認定こども園利用中の満3歳以上のお子さんの場合、2号認定から1号認定に変更し、教育利用として継続して施設を利用することができます（施設の状況により変更できない場合がありますので施設にご相談ください）。

※電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから「認定変更届」に添付し、提出していただくことも可能です。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください（P.27、28参照）。

⑬育児休業取得による短時間の利用はいつから始まりますか？

第二子以降の出産で育児休業を取得する場合、在園している上のお子さんは保育短時間で継続利用できます（P.20⑦参照）。短時間利用となるタイミングは、育児休業に入るタイミングにより異なります。ご注意ください。

（例：①6月1日より育休→6月より短時間利用開始、②6月2日～6月30日より育休→7月より短時間利用開始）

また職場復帰に伴い、保育標準時間への変更を希望される場合は、保育時間の変更手続きが必要となりますのでご注意ください（P.20⑦参照）。 ■ **※自動的に保育標準時間に変更されません。**

⑭育児休業から復帰する際に、上の子どもを保育標準時間認定に戻したいのですが、何か提出するものはありますか？

職場復帰月から保育標準時間認定に変更が可能となりますので、職場復帰月の前月20日までに、「認定区分変更届（保育必要量）」を在園施設経由でご提出ください。電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから「認定変更届」を申請していただくことも可能です。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください（施設利用のてびき P.27、28参照）。期限内に提出がない場合は、（職場復帰月からも）そのまま保育短時間認定が継続します。

【世帯の異動に関すること】

⑮離婚して、ひとり親世帯になりました。何か手続きは必要ですか？

住民票（世帯全員のもの（謄本）で、本籍地・続柄が記載されているもの）をご準備の上、電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください(施設利用のてびき P.27、28 参照)。

⑯ひとり親世帯でしたが、結婚しました。何か手続きは必要ですか？

結婚相手である母（父）の保育を必要とする事由を証明する書類(施設利用のてびき P.9 参照)をご準備の上、電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトより「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください(施設利用のてびき P.27、28 参照)。

⑰退職を考えています。その後も継続して施設を利用することはできますか？また、何か提出するものはありますか？

現在、就労を理由に施設を利用しており、退職され、保育を必要とする事由がなくなった場合、保育認定（2・3号）のを継続して利用することはできません。

ただし、退職後に求職活動をされる場合は、3ヵ月間の保育短時間認定を受けることができます、その場合は、速やかに「誓約書兼就労予定申立書（兼退所届）」を在籍施設もしくはこども保育課に提出してください。

電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「認定変更届」に添付し、提出していただくことも可能です。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください（施設利用のてびき P.27、28 参照）。

※認定こども園を利用中で3歳以上の場合、2号認定から1号認定に変更することにより、教育利用として継続して施設を利用することができます（施設の状況により変更できない場合がありますので施設にご相談ください。）。